

平成26年第4回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成26年9月4日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第40号 本巢市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第5 議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第42号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第7 議案第43号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第8 議案第44号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第9 議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第13 認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第18 認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第19 認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第20 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏝本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂

11番 中村重光
13番 若原敏郎
15番 後藤壽太郎
18番 鵜飼静雄

12番 村瀬明義
14番 瀬川治男
17番 大西徳三郎

欠席議員（1名）

16番 上谷政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	白木裕治	総務部長	神谷義幸
企画部長	大野一彦	市民環境部長	片岡俊明
健康福祉部長	林正男	産業建設部長	大熊秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島広人	上下水道部長	杉山敏郎
教育委員会 事務局長	岡崎誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬敏勝
代表監査委員	三田村晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤正和	議会書記	杉山昭彦
議会書記	山本憲		

開会の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまから平成26年第4回本巢市議会定例会を開会いたします。

議席番号16番 上谷政明君から欠席届が提出されており、本定例会を欠席されますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 後藤壽太郎君と17番 大西徳三郎君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（若原敏郎君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間とし、9月5日から7日、9日から15日、18日から25日までを休会にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月26日までの23日間とし、9月5日から7日、9日から15日、18日から25日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（若原敏郎君）

日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、私より報告いたします。

それでは、出席しました会議等につきまして報告させていただきます。

7月4日、高山市において、第272回岐阜県市議会議長会議が開催され、安藤副議長と出席しましたので、報告します。

初めに会務報告があり、議案の審議に入りました。

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する要望についてのほか2件の要望議案があり、原案のとおり採択されました。

続いて、市議会議長会の平成25年度会計歳入歳出決算認定、同じく慶弔基金会計歳入歳出決算認定について提案説明があり、原案のとおり承認されました。

次期開催地については、平成27年2月、多治見市において開催されることに決定し、閉会しました。

次に、7月30日、ふれあい福寿会館において、平成26年度第2回岐阜県市町村職員退職手当組合議会定例会が開催され、出席しましたので、報告いたします。

組合議会議員のうち2名は、組合を組織する市の議会議長の中から選任することと規定されており、本巣市及び郡上市の議長が選任されました。

また、組合議会の議長は、慣例により組織市の建制順に選出することとされており、今年度は本巣市議会議長が指名推選による選挙により選出されたので、報告します。

なお、提出議案は、平成25年度歳入歳出決算の1件であり、原案のとおり認定されました。

その他、7月から8月上旬にかけて、東海環状自動車道建設促進協議会等、国道・県道等に関連した各種協議会や期成同盟会等の総会が開催され、出席しております。

内容につきましては、それぞれが、平成25年度の決算報告、平成26年度の予算について、並びに道路の早期整備要望等の決議でありました。

総会等の資料につきましては議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。以上で報告とします。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長にお願いします。

議会だより編集特別委員会委員長 鵜飼静雄君。

○議会だより編集特別委員会委員長（鵜飼静雄君）

それでは、議会だより編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより第43号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであり、掲載内容につきましては、5月8日に開かれました第2回臨時会と、6月に開かれました第3回定例会が主なものとなっています。表紙には、真桑小学校運動会の様子を掲載しました。2ページからは、定例会で可決された意見書、議決された議案、一般質問、委員会報告、審議結果及び各議員の表決、議員活動日誌の順に掲載し、最終ページには、本巣市文化交流大使・オカリナ奏者の宗次郎さんの特集記事を掲載しました。

今回は、平成26年6月26日、7月1日、8日、15日の計4回、委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、11月1日発行予定です。私たちの任期後の発行になりますが、中身については、今定例会の内容を現在の編集委員で作成し、新しい委員へ引き継ぎたいと考えています。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告とします。

○議長（若原敏郎君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、台風等による被害につきまして御報告を申し上げます。

まず初めに、8月20日の広島市における集中豪雨による土砂災害により亡くなられました方、また被災されました方々に心から御冥福とお見舞いを申し上げます。

さて、ことしも全国各地で台風や局地的な豪雨、突風が相次ぎ、土砂崩れなど多くの被害が出ております。本巢市においても、7月10日、11日には台風8号、8月9日、10日には台風11号の接近による大雨、その後、追い打ちをかけるように8月16日から18日には前線の影響による大雨が降りました。

この3回の大雨等による本市への被害は、幸い人的被害はなかったものの、道路等への土砂の流出や冠水、河川の護岸の決壊など、台風や大雨による被害が発生いたしました。

特に台風8号では、根尾樽見で1時間に53ミリの非常に激しい雨が観測され、根尾松田地内の県道255号線では複数カ所で土砂が流出し、道路崩壊の危険性が高まったため道路封鎖となり、松田、東小鹿など5集落、56世帯、76人に対し、本巢市が合併以来初めてとなる避難指示を発令いたしました。

また、この3回の大雨等による市内の被災箇所でございますが、国道157号線の根尾大河原地内での土石流による通行どめや、市道においては、路側の決壊が2カ所、河川では、護岸の決壊が5カ所、このほか農地ののり面崩壊が2カ所となっております。

この被災箇所の復旧につきましては、被災箇所の状況により、国・県で対応していただくものや、10月初旬に実施される災害査定を経て、災害復旧事業として復旧するもの、被災額が比較的少額のため、市費の災害復旧工事として今議会での補正予算でお願いするものがございますが、いずれにいたしましても早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

また、台風8号では、土砂災害警戒情報や道路封鎖に伴う避難指示を防災無線や消防団による広報活動で周知させていただきましたが、避難指示の対象となった76人のうち、市の指定した避難場所に避難された方は25人ございました。改めて早期避難への市民の理解を深めていくことが課題であると認識させられたところでもございます。

震災等の教訓からも、災害時には自分で災害から命を守る意識を持つことが大事であること。そのためには、早目の避難が一番重要であること。また、日ごろからハザードマップで自分の住んでいるところがどのような災害に対して危険であるかや、避難所の場所や避難ルートを確認するよう、市民の皆様に対し、市の防災訓練、自主防災組織等を通じ、今後とも周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピックが開催される2020年の全線開通に向け整備が進められております東海環状自動車道西回りルートの本巢市内における整備の状況につきまして、御報告を申し上げます。

現在、本巢市内での用地取得は、平成26年8月末時点で、市内全地権者353名のうち234名の皆様との補償を含めた契約が完了し、地権者数の割合にいたしまして66.3%、取得面積では74.2%とな

っております。

今後の予定といたしましては、引き続き用地取得の完了を目指し、手続が進められますとともに、既に詳細設計業務が行われております区域から順次本体工事が始まる予定となっており、10月末には糸貫地域で本巣市内での初の工事の着工式が行われる予定でございます。

今後も、早期にこの東海環状自動車道の整備が完了いたしますように、引き続き、国・県に対し強力に要望を行ってまいりますとともに、市としても協力体制を整え、整備推進に万全を期してまいりますと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、ことし1月31日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月24日に平成26年度の樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成25年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

報告によりますと、営業収益では、モレラ岐阜のリニューアルオープンに伴いますモレラ岐阜駅の乗降客が昨年に引き続き増加したものの、通勤・通学定期利用者がいずれも前年を下回り、前年度比0.5%減の1億5,123万63円となり、収益の合計は1億6,262万9,666円となりました。人件費や修繕費などの経費では、車両検査や燃料費の高騰で0.3%増の2億3,941万6,938円で、収益から経費を差し引いた経常損益はマイナス7,678万7,272円の赤字となっております。

この赤字を補填するための沿線5市町による補助金などの特別利益1億3,434万8,195円を加えますと、当期利益は前年度より1,054万8,994円減の964万4,480円となり、4年連続の黒字となっております。しかしながら、樽見鉄道の経営状況は、沿線市町や国・県からの多額の補助金に大きく依存し、こうした補助金で収支を合わせている経営状況であり、依然として厳しい状況でございます。

今後も少子・高齢化が進展することから、収入の伸び悩みなど、経営環境は一層厳しくなると予想され、増収増益を図る取り組みの強化や、経費削減についても今まで以上に取り組むなど、一層の経営努力が必要であると考えているところでございます。

また、株主総会終了後、役員会が開催され、田中良似社長が退任し、不破道夫常務が社長に昇格する人事案件が承認されました。

次に、第21回根尾川花火大会について御報告申し上げます。

8月9日に打ち上げを予定しておりました根尾川花火大会につきましては、台風11号の接近により、やむなく中止とさせていただきます。

今回の花火大会は、本巣市においては合併10周年記念事業として、大野町においては町制施行60周年記念事業として計画されておりました。また、中止後、市民、町民の皆様から打ち上げ要望などの声も寄せられたことから、両市町の関係者で構成されております根尾川花火大会実行委員会にて8月29日に協議を行ったところ、花火大会は中止とせず、両市町の行事等を勘案し、11月22日土曜日の夜に改めて打ち上げするとの決定がなされたところでございます。この打ち上げについて、市

民の皆様の御協力、御支援をお願い申し上げますとともに、例年と違う秋の花火を市民の皆様にお楽しみいただきたいと思います。

次に、今年度計画をいたしております事業等につきまして、現在の取り組み状況を御報告申し上げます。

まず、森林セラピー認定事業についてでございます。

現代社会ではストレスが大きな問題となっており、そのさまざまなストレスの解消方法の一つとして森林浴がございます。森林セラピーとは、この森林浴の効果を科学的に解明し、心身の健康に生かそうという森林浴から一歩進んだ試みでございます。

本市ではこうした森林浴の拠点づくりを進めるため、森林セラピー基地の認定を受け、その後、地域の観光、福祉、教育、医療等との連携を図りながら、地域の特性を生かしたセラピープログラムやメニューを策定することにより、本市の地域の活性化及び市内外の皆様の健康増進に活用してまいりたいと考えております。

事業概要でございますが、森林セラピー基地1カ所と、延長1,500mから3,100mのセラピーロード3カ所の認定を受けるものでございまして、県内では初めての取り組みでございます。

認定に向けた現在の状況でございますが、ことし1月、特定非営利活動法人森林セラピーソサエティーに森林セラピー基地認定申請書を提出し、3月には森林セラピー基地候補にノミネートされ、先月、8月の13、14日には、森の癒やし効果を調べる森林セラピー基地フィールド生理・心理実験が行われました。今後、この実験結果を踏まえ、来年2月の2次審査を経て、3月末ごろには認定される予定でございます。

次に、今年度作成いたしました新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく本巢市インフルエンザ等対策行動計画につきまして、その概要を御報告申し上げます。

新型インフルエンザ等は、大半の人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法は、病原性の高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定地方公共機関、事業者等の責務や、発生時等における措置を定めたものでございます。

本市は、平成21年3月に作成いたしました本巢市新型インフルエンザ対策行動計画をもとに、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定により、政府行動計画及び県行動計画を踏まえながら、学識経験者等の意見を聞いた上で、本巢市新型インフルエンザ等対策行動計画を平成26年8月に策定させていただきました。

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況に応じて柔軟に対応していく必要があり、過去の経験等を踏まえると、1つの対策に偏重して準備を行うことは大きなリスクを背負うこととなるため、本行動計画では、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえたさまざまな状況に対応できるような対策を策定いたしましたところござい

す。

次に、平成26年度岐阜県後期高齢者医療広域連合議会定例会が8月25日に開催されましたので、その概要について御報告申し上げます。

提出されました案件は、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、平成25年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての2件でございます。

まず、平成26年度後期高齢者医療特別会計補正予算につきましては、平成25年度の療養給付費市町村負担金等精算に伴う償還金48億677万9,000円の補正を行うものでございまして、この補正予算につきましては、原案のとおり承認されたところでございます。

次に、平成25年度一般会計及び後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につきましては、一般会計が歳入総額2億5,015万4,061円、歳出総額2億1,330万9,483円、特別会計が歳入総額2,244億9,812万9,809円、歳出総額2,162億6,757万2,288円でございます。平成24年度の決算額と比較しますと、歳出ベースで4.9%の増となっております。

監査委員からの監査報告が行われた後、原案報告どおり認定されましたので御報告を申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第40号から日程第9 議案第45号まで（上程・説明）

○議長（若原敏郎君）

日程第4、議案第40号 本巣市職員の配偶者同行休業に関する条例についてから日程第9、議案第45号 本巣市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第40号 本巣市職員の配偶者同行休業に関する条例についてでございます。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第41号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の公布に伴い、父子家庭に対する支援が拡充されるとともに、「母子及び寡婦福祉法」が

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」へ改称されたため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、市民環境部長から御説明を申し上げます。

次に、議案第42号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、児童福祉法の一部が改正されたことにより、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第43号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法の公布に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第44号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてでございます。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の公布に伴い、児童福祉法の一部が改正されたことにより、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

次に、議案第45号 本巣市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

子ども・子育て支援法の公布に伴い、保育の実施基準を改正するため、この条例を定めるものでございます。

以上、4つの議案の詳細につきましては、健康福祉部長から御説明を申し上げます。

以上、よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第40号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第40号 本巣市職員の配偶者同行休業に関する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

議案の概要の1ページをお開き願います。

まず、制定の趣旨でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、公務において活躍することが期待される有為な職員の継続的な勤務を促進するため、職員が外国で勤務等をする配偶者と生活をともにすることを可能とする配偶者同行休業制度を導入するものでございます。

次に、制定の内容についてでございますが、まず第2条につきましては、配偶者同行休業の承認について規定しておりまして、公務の運営に支障がないと認めるときは、職員の勤務成績、その他

の事情を考慮した上で承認するものでございます。

次に、第3条では、休業の期間を3年といたしております。

また、第4条におきまして、休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由につきましては、職員の配偶者が外国での勤務等により、6カ月以上継続して外国に住所、または居所を定めて滞在し、ともに生活する場合としております。

続きまして、第10条では、配偶者同行休業をした職員が復帰した場合におきまして、他の職員との均衡上、必要があると認められるときは、休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、職務の復帰後における号級を調整することができるものとしてございます。

なお、条例の施行期日につきましては、公布の日からとしております。

また、この配偶者同行休業制度の導入によりまして、関連いたします本巢市職員の育児休業等に関する条例及び本巢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部をあわせて改正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

議案第41号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

本巢市議会定例会議案の概要の4ページをごらんください。

改正趣旨の上段にございます、本年4月に、ひとり親家庭への支援施策を強化するための母子及び寡婦福祉法等の改正事項を盛り込んだ次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律が成立し、同月23日に公布されたことに伴い、条例中の文言を改めるものでございます。

第2条第1項第3号、並びに同条同項第4号中につきましては条文名の改正であり、同じく第4号中は文言を整理するものでございます。

施行期日でございますが、従来からの母子に関する福祉資金制度の創設、父子に対する福祉資金制度の創設、並びに母子自立支援員を母子・父子自立支援員に改正するなど、福祉関係の支援が出そろうことから、施行期日につきましては平成26年10月1日とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

議案第42号から議案第45号までの補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

それでは、議案第42号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元に配付の議案の概要の8ページでございます。

ここには条例の制定の趣旨及び内容が掲載されておりますが、その制定の趣旨から申し上げますと、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年の法律第67号）の公布に伴いまして、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、家庭的保育事業等を実施する上で、子ども・子育て支援新制度において、新たに児童福祉法に基づく市の認可事業として位置づけられることにより、認可の基準として、家庭的保育事業等の施設整備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

その内容といたしまして、家庭的保育事業等とは、事業の規模、内容により、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業に区分され、それぞれ省令に定められる従うべき基準及び参酌すべき基準に沿って、利用する子どもに必要な生活水準や保育の質を確保するための基準を定めるものであります。

なお、この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年の法律第67号）の施行の日からでございます。

続きまして、議案第43号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして説明させていただきます。

議案の概要の9ページでございます。

まず、この制定の趣旨から申し上げますと、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の公布に伴い、第34条第2項及び第46条2項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者からの申請があった場合、子ども・子育て支援法に基づく給付を行う対象施設としての確認をすることとされていることにより、運営に関する基準を定めるため、この条例を定めるものでございます。

また、具体的な内容といたしましては、子ども・子育て支援法に基づく給付を行う特定教育・保育施設、つまり認定こども園、また幼稚園、認可保育所、そしてまた特定地域型の保育事業では、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、そして事業所内保育事業につきまして、これらの施設の設置者及び事業者は、市が定める運営基準を遵守しなければならないとされていることから、省令により定められる従うべき基準及び参酌すべき基準に沿って、運営に関する基準を定めるものであります。

なお、この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法（平成24年の法律第65号）の施行の日からでございます。

続きまして、議案第44号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして説明をさせていただきます。

議案の概要の10ページでございます。

まず、この制定の趣旨でございますが、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の公布に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正され、放課後児童健全育成事業を実施する上で設備及び運営についての基準を定めることと規定されたため、この条例を定めるものでございます。

その内容といたしまして、放課後児童健全育成事業を実施する上で、利用する児童が適切な環境において、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障する目的として、この事業の一般原則、また設備の基準、職員の規定及び配置、衛生管理等、また開所時間及び開所日、そして保護者等への連絡体制などの基準を定めるものでございます。

なお、この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日からでございます。

続きまして、議案第45号 本巣市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明をさせていただきます。

議案の概要の11ページから14ページでございます。ここには、改正する条例の概要と新旧対照表がございます。

この改正の趣旨といたしましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の公布に伴いまして、保育の実施基準について改正するものでございます。

その内容といたしまして、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により、保育給付を受ける資格を有することの認定を行うために、内閣府令で定められた就労、就学、児童虐待（DV）に関する事由に即し、保育の実施基準について改正を行うものでございます。

なお、施行期日につきましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行の日からでございます。以上でございます。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をいたします。あの時計で10時20分から再開しますので、席へお戻りください。

午前10時02分 休憩

午前10時21分 再開

○議長（若原敏郎君）

再開します。

日程第10 議案第46号から日程第12 議案第48号まで（上程・説明）

○議長（若原敏郎君）

日程第10、議案第46号 平成26年度本巣市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第12、

議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,387万1,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、まず増額内訳といたしまして、交付額の決定に伴う普通交付税、補助制度変更に伴う保育緊急確保事業費補助金及び前年度繰越金の増額など、減額内訳といたしましては、財源調整による基金繰入金及び臨時財政対策債の発行可能額の決定に伴う減額などでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、関本巢線、岐阜関ヶ原線など県道改良工事への負担金、本巢・真正ストックヤード改修事業、ニホンジカ個体数調整事業、台風8号による災害復旧事業などでございます。

詳細につきましては、副市長から御説明を申し上げます。

次に、議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,072万8,000円を増額するものでございます。

歳入は、前年度繰越金を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、浄水場の設備修繕費を増額するものでございます。

次に、議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ808万9,000円を増額するものでございます。

歳入の主なものといたしましては、前年度繰越金を増額するものでございます。

また、歳出の主なものといたしましては、設備の修繕費及び管渠布設のための境界確定に伴う用地測量業務委託料を増額するものでございます。

以上2議案の詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

議案第46号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほか、別冊議案概要の9月補正予算（案）の概要もあわせて参照していただければと思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,387万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億4,973万4,000円とするものでございます。

続いて、6ページをお開き願います。

地方債の補正をお願いするものでございます。

辺地債につきましては、折越林道ののり面改良工事の増額に伴い、限度額を6,460万円から6,580万円と120万円増額し、また臨時財政対策債につきましては、発行可能額の決定に伴い、限度額を1億1,781万2,000円減額し、8億8,234万1,000円とするものでございます。

続いて、9ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。主なものにつきまして御説明をいたします。

一番上の地方特例交付金150万8,000円の減額につきましては、減収補填特例交付金の交付額決定に伴う減額でございます。

また、その下、地方交付税、補正額2億5,106万円につきましても、普通交付税の交付額決定に伴う増額でございます。

ページ一番下、国庫補助金の1目民生費国庫補助金、補正額418万2,000円及び次ページの一番上の県補助金、2目民生費県補助金の細説016の児童福祉等対策事業補助金418万2,000円につきましては、当初予算ではその下の細説024の地域子ども・子育て支援事業費補助金を予定しておりましたが、新たに保育緊急確保事業費補助金が創設されまして、補助率2分の1から、国庫3分の1、県費3分の1となったため、それぞれ増額し、地域子ども・子育て支援事業費補助金628万円を減額するものでございます。

また、県補助金の4目農林水産業費県補助金526万9,000円の増額につきましては、農業費補助金で農地台帳システムの改修に伴う農業委員会補助金及びニホンジカの個体数調整事業に伴う補助金でございます。

林業費補助金につきましては、折越林道改良事業及び熊皮剥ぎ防除事業の追加採択に伴う補助金でございます。

次に、中段の委託金、3目土木費委託金、補正額136万円につきましては、都市計画道路長良糸貫線の用地取得業務に伴う県からの委託金でございます。

その下、寄附金、4目教育費寄附金、補正額200万円につきましては安藤文庫への寄附金でございまして、真正地域の小・中学校の図書購入に充てさせていただくものでございます。

次に、11ページ上段の基金繰入金、4目財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして繰り入れ予定でございましたが、地方交付税や繰越金の増額補正によりまして財源確保を図ることが可能なことから、8,500万円を減額するものでございます。

また、中段の繰越金につきましては、平成25年度からの繰越金の確定に伴い、3,513万8,000円を

増額しております。

市債につきましては、6ページの地方債の補正のところでお説明申し上げましたとおりでございます。

次に、12ページをごらん願います。

ここからは歳出の事項別明細書でございます。主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、上段の総務管理費、6目企画費、補正額26万7,000円につきましては、10月19日に開催予定のF C岐阜、本巣市ホームタウンデーの本市PRに係るキックオフ前セレモニー等の経費でございます。

また、下段の児童福祉費及び13ページ上段の保健衛生費につきましては、歳入で御説明をいたしました保育緊急確保事業費補助金の子育て支援センター事業、また母子保健センター事業等への財源充当による財源更正を行うものでございます。

中段の清掃費、2目塵芥処理費、補正額165万5,000円につきましては、本巣及び真正ストックヤードの駐車場区画線等の施設改修を行うための工事請負費をお願いするものでございます。

次に、下段の農業費、1目農業委員会費、補正額136万1,000円につきましては、農地台帳の電子化及び公表の法定化に伴い、システム改修に係る委託料をお願いするものでございますが、財源につきましては、歳入で御説明申し上げました補助率10分の10の県補助金でございます。

その下、3目農業振興費487万1,000円につきましては、新たに猿の捕獲囲いわな1基を設置すること、またニホンジカの被害を防ぐための個体数調整捕獲事業に係る報償費及び委託料等をお願いするものでございます。

また、5目農地費、補正額690万7,000円につきましては、農業の多面的機能の維持のための地域共同活動事業につきまして、交付単価の見直しや、真正地区の増によりまして、負担金の増額をお願いするものでございます。

次に、14ページをお開き願います。

林業費の2目林業振興費、補正額630万円につきましては、淡墨公園北側の淡墨の森遊歩道の融雪によるのり面の崩落によりまして、保護工事を行うための工事請負費及び熊皮剥ぎ防除事業の追加補助採択に伴い、増額補正をお願いするものでございます。

また、3目林業費、補正額450万円につきましては、台風等の大雨による林道の崩土除去委託料の増額及び折越林道改良事業の追加補助採択に伴う工事請負費の増額をお願いするものでございます。

一番下の道路橋梁費、2目道路維持費、補正額300万円につきましては、ポケットパーク等の支障木などの樹木管理を行うための委託料でございます。

次に、15ページをごらんください。

上段の3目道路新設改良費、補正額2,840万円につきましては、都市計画道路長良糸貫線、主要地方道岐阜関ヶ原線等の県の道路新設改良等に係る事業費の増額に伴い、市から県への工事負担金

の増額をお願いするものでございます。

中段、河川費、2目河川改良費、補正額933万3,000円につきましては、本郷地内の用水ゲートの修繕による工事請負費、政田川の改修に伴う下福島地内の用水路整備に係る土地購入費及び八ツ又地内中川の水路拡幅に伴う水道管移設に係る移転補償費について、増額補正をお願いするものでございます。

次に、16ページをお開き願います。

国土調査費の補正額202万円につきましては、仏生寺地区の地籍調査について、筆界未確定地の土地所有者の同意が得られたため、座標の変換及び修正業務のための委託料をお願いするものでございます。

次に、中段以降の小学校費及び中学校費の2目教育振興費の補正額125万円と75万円につきましては、安藤文庫への寄附により学校図書を購入するものでございます。

次に、17ページをごらんください。

中段の再開復旧費につきましては、台風8号による日当地内の農地の災害復旧費40万円及び根尾奥谷地内の道路災害復旧費120万円を増額計上するものでございます。

次に、ページ一番下の公債費の1目元金、補正額487万7,000円及び18ページ上段の2目利子、補正額1,200万2,000円の減額につきましては、利率見直し方式で借入れを行っていましたが、市債の新利率の適用によりまして利率が下がったことから、今年度償還分として利子が減額となる一方で、元金につきましては、償還方法が元利均等方式のために逆に増加することになりまして、増額補正をお願いするものでございます。

最後に、その下の諸費でございますが、補正額2,773万8,000円につきましては、生活保護費等、国庫負担金など、昨年度の国・県補助金及び負担金等の確定によりまして、還付金の増額をお願いするものでございます。

以上で、平成26年度本巢市一般会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

議案第47号及び議案第48号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案の概要のつづりの中、平成26年度の9月補正予算（案）の概要4ページでございます。

補正予算書1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,072万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,772万8,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入から御説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

5 款 1 項 1 目繰越金、補正額2,072万8,000円につきましては、平成25年度決算額が当初予算より増額となったためでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

7 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額171万7,000円につきましては、4 月 1 日付の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の負担金利率の変更により不足が生じたため、所要額の増額をお願いするものでございます。

2 款 1 項 1 目新設改良費、13 節委託料、補正額672万2,000円につきましては、主要地方道関本単線の金坂峠でございますが、県の道路改良工事に伴い排水管等の布設がえが必要となったため、実施設計委託料を計上させていただくものでございます。

同じく 2 目維持修繕費、11 節需用費、補正額1,251万6,000円につきましては、保守点検業者より修繕が必要である旨の報告を受けている機器でございますが、当初では予算計画上計上できず、先送りしておりました機器の修繕料をお願いするものでございます。

3 款公債費でございますが、利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直しに伴い、償還元金で補正額33万6,000円の増額、償還利子で補正額80万9,000円の減額をお願いするものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

議案の概要のつづりの中、平成26年度の9月補正予算（案）の概要5ページでございます。

補正予算書1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ808万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億208万9,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入から御説明させていただきます。

6 ページをお開き願います。

最初に、6 款 1 項 1 目繰越金、補正額1,108万9,000円につきましては、平成25年度決算額が当初予算より増額となったことによるもので、それに伴いまして、5 款の一般会計繰入金を300万円減額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

7 ページをお開き願います。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額268万5,000円につきましては、4 月 1 日付の人事異動に伴う給料、職員手当等、共済費の負担金利率の変更により不足が生じたため、所要額の増額をお願いするものでございます。

同じく 2 目根尾地区下水道事業費、3 日本巢地区下水道事業費の修繕料につきましては、当初予

算に計上したものの、緊急修繕により執行ができなくなった機械設備等修繕の不足額、維持管理業者より修繕が必要である旨の報告をいただいていた機器等ですが、当初では予算計画上計上できず、先送りしていましたが機器の修繕料をお願いするもので、合計補正額290万3,000円でございます。

同じく3目13節委託料、補正額196万3,000円につきましては、管渠布設工事に向けての管渠布設予定用地の境界確定のための用地測量業務委託料の計上をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

日程第13 認定第1号から日程第19 認定第7号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（若原敏郎君）

日程第13、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第19、認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成25年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は165億8,214万5,976円、歳出総額は154億5,032万6,661円、歳入歳出差引残額11億3,181万9,315円でございます。

次に、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は41億234万9,935円、歳出総額は38億3,768万9,897円、歳入歳出差引残額2億6,466万38円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億6,940万3,710円、歳出総額は2億5,299万3,491円、歳入歳出差引残額1,641万219円でございます。

次に、認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億1,190万4,266円、歳出総額は3億777万2,181円、歳入歳出差引残額413万2,085円でございます。

次に、認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億5,144万545円、歳出総額は3億2,015万450円、歳入歳出差引残額3,129万95円でございます。

次に、認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億3,139万1,135円、歳出総額は6億1,786万569円、歳入歳出差引残額1,353万566円でございます。

次に、認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は4億2,718万9,436円、歳出総額は4億633万8,202円、歳入歳出差引残額2,085万1,234円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の6案件につきましては、去る7月14日から25日まで監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほど会計管理者及び各担当部長から御説明を申し上げます。

次に、認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は5億762万5,194円、支出は4億7,016万7,943円でございます。また、資本的収入は3億1,535万1,050円、支出は4億8,679万734円でございます。

5月26日に監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長から御説明を申し上げます。

よろしく御審議いただきまして、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（若原敏郎君）

認定第1号の補足説明を会計管理者に求めます。

会計管理者 村瀬敏勝君。

○会計管理者兼会計課長（村瀬敏勝君）

それでは、認定第1号の平成25年度一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明をさせていただきます。

お手元の平成25年度一般会計歳入歳出決算書、事業報告書、不用額調書で説明させていただきますので、よろしくお願いをします。

初めに、お手元に配付の議案説明資料の議案の概要につづってあります平成25年度事業報告書をごらんいただきたいと思っております。

1枚めくってください。

この事業報告書は、平成25年度の本巢市の決算状況について、地方自治法第233条第5項の規定による主な施策の成果等を説明する書類として、一般会計歳入歳出決算事業報告、国民健康保険特別会計歳入歳出決算事業報告の事業勘定と施設勘定、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算事業報告、簡易水道特別会計歳入歳出決算事業報告、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算事業報告、公共下水道特別会計歳入歳出決算事業報告と地域振興基金充当事業関係の事業内容と成果について取りまとめたものでございます。また、参考資料といたしまして、普通会計における決算状況が添付してございます。

それでは、事業報告書の1ページをごらんください。

平成25年度の決算額の概要等でございます。

市政の基本としている「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」を目指し、事業を実施してきたもの

でございます。

次に、一般会計における決算の総額は、歳入は165億8,214万6,000円、歳出は154億5,032万7,000円となりました。前年度と比較しますと、歳入は4億184万2,000円の増額で、増減率はプラスの2.5%、歳出は1億1,434万円で、増減率はプラスの0.7%となり、実質収支は5億4,452万9,000円の黒字となり、単年度収支は9,595万3,000円の赤字となりました。

歳入では、基金繰入金は、糸貫東幼稚園整備事業に伴う歳入などにより1億6,915万9,000円の増額、国庫支出金は、小・中学校非構造部材耐震化事業に伴う学校施設環境改善交付金などにより2億9,539万1,000円の増額、地方交付税は、単位費用の増による保健衛生費、社会福祉費の増及び緊急防災・減災事業の実施による公債費の増額などにより5,909万8,000円の増額となりました。

歳出では、民生費で、前年度に実施した本巣保育園統合事業、子どもセンター整備事業の完了により6億6,710万1,000円の減額となりました。土木費は、道路新設改良工事や用悪水路整備事業の増などにより3億8,100万8,000円の増額、消防費は、防災無線デジタル化事業の実施により1億8,983万5,000円の増額となりました。

次に、2ページをお開きください。

主な歳入科目の決算状況でございます。

2ページの市税から12ページの市債までが、各部局等における平成25年度一般会計の主な歳入科目の状況について掲載したものでございます。

次に、13ページの議会費から90ページの予備費までが平成25年度一般会計の各部局等における主な歳出科目の決算状況となっております。

続きまして、お手元に配付の議会定例会議案につづってあります平成25年度一般会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1ページをお開きください。

1款市税、1項市民税、2項固定資産税、3項軽自動車税、4項市たばこ税、5項入湯税となっており、予算現額は51億7,453万7,000円、調定額55億7,069万3,090円、収入済額は52億7,325万7,613円で、そのうち括弧の2万1,700円は還付未済額で、不納額は1,913万6,194円で、地方税法等による規定のものでございます。また、収入未済額は2億7,829万9,283円でございます。このうち、2項の固定資産税の収入未済額の2億1,210万2,929円、5項の入湯税の508万1,500円は、事業不振による事業所の閉鎖に伴う未納額でございます。

次に、2款の地方譲与税、1項地方揮発油譲与税の予算現額6,900万円、調定額及び収入済額は6,560万5,000円の同額でございます。

次に、2項自動車重量譲与税の予算現額1億6,500万円、調定額及び収入済額は1億4,912万7,000円の同額でございます。

次に、3款利子割交付金、1項利子割交付金の予算現額は1,100万円、調定額及び収入済額は1,201万9,000円の同額でございます。

次に、4款配当割交付金、1項配当割交付金の予算現額は820万円、調定額及び収入済額は1,631

万4,000円の同額でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金の予算現額180万円、調定額及び収入済額とも2,605万4,000円の同額でございます。

次に、6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金の予算現額3億2,500万円、調定額3億2,125万9,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金、1項ゴルフ場利用税交付金の予算現額1,800万円、調定額及び収入済額は1,792万4,310円の同額でございます。

次に、2ページをお開きください。

8款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金の予算現額6,100万1,000円、調定額6,784万9,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、9款地方特例交付金、1項地方特例交付金の予算現額2,314万7,000円、調定額及び収入済額も同額でございます。

次に、10款地方交付税、1項地方交付税の予算現額44億1,195万円、調定額45億7,532万1,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金の予算現額750万円、調定額及び収入済額は664万5,000円の同額でございます。

次に、12款分担金及び負担金、1項分担金の予算現額246万7,000円、調定額261万2,520円、収入済額も同額でございます。

次に、2項負担金の予算現額8,769万4,000円、調定額8,439万7,136円、収入済額は8,370万7,436円で、収入未済額の68万9,700円は保育料負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料、1項使用料の予算現額1億3,600万円、調定額1億3,812万2,569円、収入済額1億3,531万4,163円、収入未済額の280万8,406円のうち、主なものは、市営住宅使用料の206万9,900円、幼稚園使用料の64万1,100円でございます。

次に、2項手数料の予算現額7,006万7,000円、調定額7,418万9,495円、収入済額は7,417万1,435円で、収入未済額の1万8,060円は清掃手数料でございます。

次に、14款国庫支出金、1項国庫負担金の予算現額8億9,435万1,000円、調定額8億6,824万5,774円、収入済額は8億5,389万1,774円で、収入未済額の1,435万4,000円は教育費国庫負担金でございます。

次に、2項国庫補助金の予算現額9億4,395万3,000円、調定額8億3,523万3,000円、収入済額は5億9,213万4,000円で、収入未済額の2億4,309万9,000円の内訳は、土木費国庫補助金が8,444万7,000円、教育費国庫補助金が1億5,865万2,000円でございます。

次に、3項委託金の予算現額696万5,000円、調定額661万4,991円で、収入済額も同額でございます。

次に、21ページの一番下から3ページでございます。

15款県支出金、1項県負担金の予算現額3億2,815万9,000円、調定額3億1,971万9,793円、収入

済額も同額でございます。

次に、2項県補助金の予算現額3億9,512万5,000円、調定額3億7,088万6,159円、収入済額は3億6,674万2,159円で、収入未済額の414万4,000円は民生費県補助金でございます。

次に、3項委託金の予算現額8,866万9,000円、調定額8,697万2,723円で、収入済額も同額でございます。

次に、16款財産収入、1項財産運用収入の予算現額3,028万9,000円、調定額3,053万2,962円、収入済額も同額でございます。

次に、2項財産売払収入の予算現額9,126万4,000円、調定額及び収入済額は1億800万3,475円の同額でございます。

次に、17款寄附金、1項寄附金の予算現額651万8,000円、調定額865万9,275円、収入済額も同額でございます。

次に、18款繰入金、1項特別会計繰入金につきましては、予算設定のみとなっております。

次に、2項基金繰入金の予算現額2億9,702万4,000円、調定額及び収入済額は2億9,259万9,000円の同額でございます。

次に、19款繰越金、1項繰越金の予算現額8億4,431万6,000円、調定額及び収入済額は8億4,431万6,802円の同額でございます。

次に、20款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料の予算現額990万3,000円、調定額2,067万9,792円、収入済額は2,027万9,292円で、収入未済額の40万5,000円は加算金の30万500円と過料の10万円でございます。

次に、2項の市預金利子の予算現額20万円、調定額及び収入済額は29万5,212円の同額でございます。

次に、3項貸付金元利収入の予算現額2,667万2,000円で、調定額及び収入済額も同額でございます。

次に、4項受託事業収入の予算現額4,971万1,000円、調定額4,732万6,754円で、収入済額も同額でございます。

次に、5項雑入の予算現額3億5,128万2,000円、調定額の3億8,228万3,515円、収入済額は3億7,013万8,287円で、不納欠損額の12万5,000円は児童扶養手当返納金でございます。また、収入未済額の1,202万228円のうち、主なものは、学校給食費の1,037万9,207円でございます。

次に、4ページをごらんください。

21款市債、1項市債の予算現額23億4,732万円、調定額17億5,692万円で、収入済額も同額でございます。

次に、9ページの事項別明細書をごらんください。

1款市税費、1項市民税、1目個人分の備考欄の還付未済額の2万1,700円は、年金特徴者の死亡等により還付できなかったものでございます。

なお、決算書の9ページから21ページまでが歳入の事項別明細書となっております。

以上が歳入関係でございます。

次に、5ページをごらんください。

1款議会費、1項議会費の予算現額1億5,378万8,000円、支出済額1億5,041万9,920円、不用額は336万8,080円でございます。

次に、2款総務費、1項総務管理費、2項徴税费、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費、5項統計調査費、6項監査委員会費の予算現額16億1,286万円、支出済額15億7,744万1,624円で、不用額は3,523万8,376円でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、2項児童福祉費、3項生活保護費、4項災害救助費の予算現額40億7,368万8,000円、支出済額38億9,829万1,462円、翌年度繰越額は609万9,000円で、全て繰越明許費で、内訳は、1項社会福祉費の障害福祉費の委託料で183万6,000円、2項児童福祉費の児童福祉総務費の委託料で426万3,000円でございます。また、不用額は1億6,929万7,538円でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生費、2項清掃費、3項水道費の予算現額19億4,750万7,000円、支出済額19億496万9,493円、不用額4,253万7,507円でございます。

次に、5款労働費、1項失業対策費、2項労働諸費の予算現額306万6,000円、支出済額306万2,669円、不用額は3,331円でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費の予算現額4億6,675万1,000円、支出済額4億4,474万2,875円、不用額は2,200万8,125円でございます。

次に、5ページの一番下から6ページでございます。

7款商工費、1項商工費の予算現額2億6,935万6,000円、支出済額2億5,894万4,569円、不用額は1,041万1,431円でございます。

次に、8款土木費、1項土木管理費、2項道路橋りょう費、3項河川費、4項都市計画費、5項公園費、6項下水道費、7項住宅費、8項国土調査費の予算現額25億988万9,000円、支出済額20億3,487万2,226円、翌年度繰越額は3億9,432万4,000円で、全て繰越明許費で、内訳は、2項道路橋りょう費の社会資本整備総合交付金事業の委託料2,347万円、工事請負費の3億1,615万4,000円、公有財産購入費の500万円と、3項河川費の河川改良費の工事請負費4,970万円でございます。また、不用額は8,069万2,774円でございます。

次に、9款消防費、1項消防費の予算現額8億5,109万5,000円、支出済額8億4,536万7,218円、不用額は572万7,782円でございます。

次に、10款教育費、1項教育総務費、2項小学校費、3項中学校費、4項幼稚園費、5項社会教育費、6項保健体育費の予算現額42億6,355万円、支出済額32億4,494万5,525円、翌年度繰越額は9億3,998万2,000円で、全て繰越明許費で、内訳は、2項小学校費の学校管理費の委託料の2,241万6,000円、工事費の7億4,718万1,000円と、3項中学校費の学校管理費の委託料496万3,000円、工事請負費の1億6,542万2,000円、不用額は7,862万2,475円でございます。

次に、11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、3項文

教施設災害復旧費、4項その他公共施設及び公共施設災害復旧費の予算現額1,381万3,000円、支出済額1,351万7,550円、不用額は29万5,450円でございます。

次に、7ページをごらんください。

12款公債費、1項公債費の予算現額10億4,863万9,000円、支出済額10億4,763万2,761円、不用額は100万6,239円でございます。

次に、13款諸支出金、1項普通財産取得費、2項諸費の予算現額は2,613万円、支出済額は2,611万8,769円、不用額は1万1,231円でございます。

次に、14款予備費、1項予備費の予算現額4,413万3,000円、支出済額はゼロでございます。不用額は、予算現額と同額の4,413万3,000円でございます。

なお、決算書の22ページから56ページまでが歳出の事項別明細書でございます。

次に、決算書の55ページをお開きください。

平成25年度本巣市一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入は165億8,214万6,000円、歳出総額は154億5,032万7,000円、歳入歳出差引額は11億3,181万9,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額の5億8,729万円でございます。また、実質収支額は5億4,452万9,000円でございます。

次に、58ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

平成25年度中の各財産の増減や年度末現在高を掲載したものでございます。

(1)が土地及び建物、(2)が山林でございます。お目通しをお願いします。

次に、59ページをごらんください。

(3)が有価証券の管理状況でございます。(株)うすずみ特産から(株)岐阜フットボールクラブまでの株券でございます。平成25年度中の増減はございませんでした。

また、この株券による運用益につきましては、名古屋鉄道、東海旅客、近畿日本鉄道から7万6,600円ございました。

次に、(4)は出資による権利で、財団等への出資金や出捐金等の増減額、年度末現在高を掲載しております。お目通しをお願いいたします。

次に、60ページをお開きください。

2の物品でございます。取得価格の50万円以上の物品を掲載しております。お目通しをお願いいたします。

次に、61ページをお開きください。

3の債券でございます。医師住宅資金貸付金で、医師2名分の367万2,000円が減少しております。

次に、4の基金につきましては、それぞれの基金ごとの増減高、年度末現在高を掲載しております。

なお、(1)の財政調整基金につきましては、地方債による運用を行っておりますので、有価証券としてここに掲載しております。お目通しをお願いいたします。

次に、お手元に配付の議案説明資料の議案の概要とじてあります事業報告書の121ページをお開きください。

地域振興基金充当事業関係が掲載してございます。表の一番上の欄の横列を右へ充当事業名、事業内容、金額、該当のページとなっております。該当ページ欄は事業報告書のページが掲載してございます。

充当事業は、①のうすずみの里定住促進事業の出産祝い金の10万円から、⑩の青少年野外活動事業の今立と海の研修助成の17万7,000円まで11事業ございまして、事業費の合計は7,627万5,000円で、前年度と比較しますと2,027万6,000円の減額でございました。お目通しをお願いいたします。

次に、不用額について少し説明をさせていただきます。

不用額調書は、今の事業報告書の次にございます。

1ページをごらんください。

この不用額調書に掲載しておりますのは、節の予算額で50万円以上、かつ予算額の10%以上の項目で、各所管部署から提出されたものでございます。

表の一番上の欄の横列を右へ番号、会計、決算書のページ、所管部局、所管課、その下に予算科目、その下に最終予算額、決算額、繰越明許費、不用額、その下に主な要因ということでございます。

1ページの番号1. 一般会計、決算書22ページ、1款議会費、1項議会費、1目議会費、12節役員費の不用額55万6,435円でございます。これは、議会の会議録作成に伴います筆耕料でございまして、当初見込みよりも時間数が減ったことと、入札単価が安価になったことが不用額の主な要因でございます。

また、不用額調書は1ページから11ページまでの番号57までございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、平成25年度一般会計歳入歳出決算につきましての補足説明とさせていただきます。

○議長（若原敏郎君）

認定第2号及び認定第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 片岡俊明君。

○市民環境部長（片岡俊明君）

それでは、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてから補足説明をさせていただきます。

お手元の平成25年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び概要にございます事業報告書で御説明をさせていただきます。

事業報告書は91ページから101ページまでが事業勘定分、102ページから105ページまでが施設勘定分でございます。

まず初めに、事業勘定分でございます。

平成25年度末の国民健康保険の被保険者数は9,398人であり、平成24年度末と比較いたしますと

173人の減となっております。本巢市の人口の割合にいたしますと、26.5%が国保加入者となっております。

それでは、歳入の主なものとして、保険税から御説明をさせていただきますので、決算書の事項別明細書の6ページをごらんください。

1款の国民健康保険税、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税と、同じく2目の退職被保険者国民健康保険税を合わせて、調定額といたしまして12億3,161万6,847円に対しまして、収入済額8億9,788万4,135円であり、そのうち一般及び退職被保険者に係る医療給付分につきましては、現年度課税分の収納率は92.30%、後期高齢者支援金分が92.31%、介護納付金分が90.94%となっており、現年課税分の全体といたしましては92.18%となっています。収入未済額の全体では2億9,770万8,541円も増加の傾向にあります。これは、長引く景気低迷によることが大きいものと考えられます。また、滞納繰越分の収納率は全体で12.75%であります。いずれにいたしましても、多くの収入未済額を抱えておりますので、今後ともより一層の収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

なお、滞納関連では、不納欠損につきましては25名分で、いずれも地方税法の規定に基づくものでございます。

次に、7ページをごらんください。

4款の国庫支出金、1項国庫負担金の主なものにつきましては、一般被保険者分の医療給付費や後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に対して、定率で100分の32に相当する額が国より交付されるものでございます。

次に、8ページをごらんください。

5款の療養給付費交付金の収入済額2億8,936万6,948円ありますが、退職被保険者の療養給付費から退職被保険者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

続きまして、6款の前期高齢者交付金の収入済額10億291万881円ありますが、前期高齢者の加入割合の不均衡を是正するため、全ての保険者との加入率の差額分を社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。

次に、7款の県支出金であります。主なものとしましては、2項県補助金、2目県財政調整交付金1億5,089万5,000円であり、市町村の財政力の不均衡を調整するため、県から交付されるものであります。

次に、9ページをごらんください。

8款の共同事業交付金、2目の保険財政共同安定化事業交付金2億6,551万842円ですが、県内市町村の保険者間の保険料の平準化や財政の安定化を図るため、岐阜県国保連合会から交付されるものです。

次に、10款繰入金2億2,745万597円につきましては、国保財政の健全化を図るため、一般会計から繰り入れするものです。

続きまして、歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

12ページをごらんください。

2 款の保険給付費、1 項療養諸費の一般及び退職被保険者等の療養給付費等の支出済額は23億2,760万8,493円であり、前年度と比較いたしまして1.61%の増加となりました。

続きまして、13ページをごらんください。

同じく2 項の高額療養費の支出済額は2 億5,348万8,900円であり、前年度と比較いたしまして3.93%の減少となりました。

続きまして、14ページをごらんください。

3 款の後期高齢者支援金等の4 億9,701万2,075円は、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものです。

次に、15ページをごらんください。

6 款の介護納付金の2 億743万4,145円は、介護保険の費用に充てるため、同じく社会保険診療報酬支払基金に納付したものです。

続きまして、7 款の共同事業拠出金ですが、国保財政の安定化を図るため、3 億8,299万6,691円を拠出したものです。

18ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明いたしました事業勘定の実質収支でございます。歳入総額41億235万円に対しまして、歳出総額38億3,769万円で、差引額2 億6,460万円の決算となりましたが、平成25年度も予算額より医療費等の伸びが低いものとなり、実質収支が大きい額となりました。

それでは、続きまして、次に施設勘定について御説明をさせていただきます。

施設内容につきましては、御承知のとおり、国民健康保険根尾診療所及び本巢診療所に係るものです。

歳入歳出決算書施設勘定分の22ページ、事項別明細書をごらんください。

まず、歳入の主なものから説明をさせていただきます。

1 款の診療収入の主なものとしましては、1 項外来収入、収入済額1 億1,799万7,152円は、前年度と比較いたしまして467万9,000円ほど減収となっています。

受診者につきましても、地域の人口の減少に伴い、年々減少の傾向にあります。これを施設ごとに見ますと、根尾診療所においては、医科、歯科合わせまして、1 日当たりの平均受診者数は前年度と比較しまして2 人の減少となっています。また、本巢診療所につきましては、1 日当たりの平均受診者数は、前年度と比較しまして1 人少なくなっています。

続きまして、歳出について御説明をいたします。

24ページをごらんください。

1 款の総務費1 億6,574万2,603円につきましては、施設管理費で、ほとんどが人件費であり、前年度比0.3%の増加となりました。

次に、2款医業費の1目医業用機械器具費、18節備品購入費中、本巢診療所に診療報酬明細書用のコンピューターを導入いたしました。

次に、26ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明いたしました施設勘定の実質収支でございます。歳入総額2億6,940万4,000円に対しまして、歳出総額2億5,299万4,000円で、差引額1,641万円の決算となりました。以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について補足説明をさせていただきます。

事業報告書においては106ページから108ページでございます。

御承知のとおり、後期高齢者医療制度につきましては、旧老人保健法制度が、高齢者医療費の増加等により、医療制度改革大綱の決定に基づき、平成20年4月よりこの制度が実施されておるところでございます。

保険料につきましては2年ごとの見直しがされていますが、平成25年度は前年度と同じ均等割額4万670円、所得割率7.83%の保険料率でありました。

初めに、被保険者数につきましては、平成25年度の後期高齢者医療の被保険者数は4,240人であり、前年度末と比較しますと64人の増加となっています。

それでは、歳入より御説明をさせていただきますので、4ページの事項別明細書をごらんください。

1款の後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料は、全体の保険料収入済額は2億2,018万9,700円であり、前年度と比較いたしますと572万7,000円ほどの増額となりました。また、このうち普通徴収保険料では収入済額75万2,500円ありますが、その内訳としまして、現年度滞納分18人で34万8,000円、滞納繰越分といたしまして、8名で40万4,500円となっています。なお、不納欠損額につきましては、1名で、高齢者医療の確保に関する法律の規定に基づき処分をしているものでございます。

次に、3款の後期高齢者医療広域連合支出金、1目保険事業費委託金につきましては、被保険者の健診事業に係る委託費となっています。

4款の繰入金は、全体で7,858万1,765円であり、広域連合への事務費として1,801万1,491円。同じく2節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の軽減措置分として5,573万8,232円。同じく3節保険事業繰入金につきましては、広域連合への保険事業費負担金と健康診査の繰入金で483万2,042円を、いずれも一般会計へ繰り入れたものです。

続きまして、歳出の主なものを御説明させていただきます。

6ページをごらんください。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金は、歳出予算全体の94.8%を占めており、その額は2億9,173万8,330円となり、前年度に比較しまして2.90%の増加となりました。

次に、3款の保険事業費につきましては、広域連合から委託されておりますぎふ・すこやか健診

事業の委託料です。

8ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明いたしました特別会計の実質収支でございます。歳入総額3億1,190万4,000円に対しまして、歳出総額3億777万2,000円で、差引額413万2,000円の決算となりました。

以上、認定第2号から認定第3号までの補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（若原敏郎君）

ここで暫時休憩をいたします。トイレ休憩ということで、10分ほど休憩します。あの時計で11時45分から再開しますので、席へお戻りください。

午前11時33分 休憩

午前11時43分 再開

○議長（若原敏郎君）

それでは、再開します。

認定第4号から認定第7号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 杉山敏郎君。

○上下水道部長（杉山敏郎君）

認定第4号 平成25年度本巣市簡易水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。事業報告書は109ページから113ページ、歳入歳出決算説明資料は50ページでございます。

歳入歳出決算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4ページをお開き願います。

2款1項1目給水使用料は、1節現年分1,296戸分で、収入済額は3,188万6,657円でございます。

3款国庫支出金は、簡易水道等施設整備事業による補助金で、1,154万円でございます。

4款繰入金は一般会計からの2億3,000万円でございます。

5ページの7款市債は、実施設計委託料、工事請負費に対しての借り入れで5,700万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費には、職員1名分の人件費が516万457円。

2項1目使用料徴収費は、加入者に対する使用料徴収に要する費用で、264万266円でございます。

2款1項1目新設改良費は、委託業務5件で732万600円、工事請負費4件で6,794万6,550円でございます。

同じく2目維持修繕費は、6簡易水道施設の維持管理に要した費用で、6,383万7,320円ござい

ます。

3款公債費でございますが、元利償還金として1億6,928万8,826円でございます。

8ページでございますが、歳入総額3億5,144万1,000円、歳出総額3億2,015万1,000円、実質収支額3,129万円でございます。以上でございます。

続きまして、認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は114ページから117ページ、歳入歳出決算説明資料は48ページでございます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4ページをお開き願います。

1款1項1目農林水産業費分担金は1,335万円でございます。

2款1項1目農林水産業費使用料は、現年分が1億5,046万2,729円、滞納繰越分が45万2,930円で、収入済額合計は1億5,091万5,659円でございます。

3款繰入金は、一般会計からの4億4,500万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費には、職員3名分の人件費が2,326万4,283円、13節委託料では、下水道管理システム更新業務として1,309万1,450円でございます。また、27節公課費は消費税の納付額で、389万6,600円でございます。

続きまして、2目下福島地区処理施設管理費から、7ページの12目金原・鍋原地区処理施設管理費につきましては、11カ所の浄化センターの維持管理費で、支出済額合計は2億5,599万3,491円でございます。なお、下福島地区処理施設管理費の15節工事請負費では、公共ます設置工事のほか、不明水対策工事として988万3,650円でございます。

7ページの2款公債費でございますが、元利償還金として3億1,975万4,027円でございます。

8ページをお開き願いたいと思います。

歳入総額6億3,139万1,000円、歳出総額6億1,786万1,000円、実質収支1,353万円でございます。以上でございます。

続きまして、認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は118ページから120ページ、歳入歳出決算説明資料は80ページでございます。

歳入歳出決算事項別明細書にて御説明させていただきます。

歳入について御説明させていただきます。

決算書4ページをお開き願いたいと思います。

1款1項1目土木費分担金は、受益者分担金が1,697万5,000円、新規受益者負担金が372万円、過年度分が42万円で、収入済額合計は2,111万5,000円でございます。

2款1項1目土木費使用料は、現年分が8,913万4,909円、滞納繰越分が63万9,134円で、収入済

額合計は8,977万4,043円でございます。

3款国庫支出金は3,550万円で、特定環境保全公共下水道事業の社会資本整備総合交付金でございます。

4款県支出金は、本巣地区処理施設整備事業として、公共下水道の普及及び整備を図るための特定基盤整備推進交付金で、72万2,000円でございます。

5款繰入金は、一般会計からの2億500万円でございます。

5ページの8款市債は、本巣地区処理施設整備事業のための借り入れで、4,160万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費には、職員4名分の人件費が3,286万1,811円、13節委託料では、下水道管理システム更新業務として658万3,500円でございます。また、27節公課費は消費税の納付額で、310万9,000円でございます。

2目根尾地区下水道事業費は、根尾中央浄化センターの維持管理費で、4,459万5,875円でございます。

続きまして、3日本巣地区下水道事業費は、本巣浄化センターの維持管理費として6,646万6,998円、本巣地区処理施設整備費としまして8,866万2,566円で、支出済み合計は1億5,512万9,564円でございます。

7ページをお開き願います。

22節補償補填及び賠償金は、本巣地区処理施設整備事業に伴います水道管等移転補償費で341万5,650円でございます。

2款公債費でございますが、元利償還金として1億6,241万2,246円でございます。

8ページでございますが、歳入総額4億2,718万9,000円、歳出総額4億633万8,000円、実質収支額2,085万1,000円でございます。以上でございます。

続きまして、認定第7号 平成25年度本巣市水道事業会計決算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出決算説明資料は49ページでございます。

決算書2ページをお開き願います。

事業報告書、(1)収益的収入及び支出でございますが、水道事業収益の決算額は5億762万5,194円、水道事業費用の決算額が4億7,016万7,943円でございます。

なお、地方公営企業法第26条第2項の規定による前年度からの繰越額が986万円でございます。これは受託工事で、道路改良工事に伴う配水管布設がえ工事によるものでございます。

3ページの(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の決算額は3億1,535万1,050円、資本的支出の決算額は4億8,679万734円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,143万9,684円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

なお、地方公営企業法第26条第2項の規定による前年度からの繰越額が2,747万1,000円でございます。これは、推進工法による配水管布設がえ工事によるものでございます。

続きまして、4ページの損益計算書について御説明させていただきます。

1の営業収益から2の営業費用を差し引きますと、7,729万4,611円の営業損失でございます。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますと9,777万5,900円となり、その結果、平成25年度の経常利益は2,048万1,289円で、当年度末処分利益剰余金は2億756万3,461円でございます。

続きまして、5ページ、上の表の平成25年度本巢市水道事業会計剰余金計算書でございますが、右から3列目の末処分利益剰余金の欄、括弧書きの繰越利益剰余金1億8,708万2,172円に、当年度純利益の2,048万1,289円を加えた括弧書きの当年度末処分利益剰余金は2億756万3,461円でございます。

次に、下の表の平成25年度本巢市水道事業会計剰余金処分計算書（案）になりますが、当年度末処分利益剰余金の2億756万3,461円は、減災積立金の積み立て及び利益積立金の積み立てにそれぞれ1,000万円を積み立てる案とさせていただきます。

6ページをお開き願いたいと思います。

貸借対照表について御説明させていただきます。

左側の資産の部でございますが、1の固定資産合計が69億9,972万3,926円、2の流動資産合計が7億2,510万4,826円となり、資産合計は77億2,482万8,752円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、3の負債合計が1億936万4,558円、資本の部では、4の資本金合計が44億4,142万147円、5の剰余金合計が31億7,404万4,047円となり、負債資本合計額は77億2,482万8,752円でございます。

続きまして、7ページのキャッシュ・フローでございますが、1. 営業活動、2. 投資活動、3. 財務活動、それぞれによるキャッシュ・フローによって、4. 現金預金及び現金等価物は増加となり、9,906万824円でございます。

右上の5. 現金預金及び現金等価物期首残高は平成24年度末の現金預金で、5億6,491万7,855円に増加額の9,906万824円を加えますと、6. 現金預金及び現金等価物期末残高は平成25年度末の現金預金で6億6,397万8,679円でございます。

8ページをお開き願います。

事業報告書、(1)総括事項でございますが、投資の状況は3ページの資本的収入及び支出で、経営面につきましては4ページの損益計算書で御説明させていただきました。

工事費につきましては10ページから12ページで、業務量につきましては13ページで御説明させていただきます。

10ページから12ページをごらん願いたいと思います。

建設改良工事の概要で、配水管拡張工事を1,826.9メートル、配水管改良工事を5,760.2メートル施工いたしました。また、消火栓は、改良を含め60基設置しております。工事費の総額は3億7,182万4,950円でございます。

続きまして、13ページの3.業務、(1)業務量でございますが、給水人口は3万121人で、前年度比204人の減、普及率は93.9%でございます。また、給水戸数は9,107戸で、前年度比109戸の増、年間有収率は78.1%でございます。

(2)事業収入に関する事項、(3)事業費に関する事項は、4ページの損益計算書をまとめたものでございます。

14ページから16ページにつきましては、工事の発注関係の内容でございます。契約内容につきましては、10ページから12ページと同じでございます。

17ページの(2)企業債及び一時借入金金の概要、企業債の25年度末残高は31億9,883万5,317円でございます。詳細につきましては、21ページから24ページに掲載してございます。

続きまして、18ページの固定資産明細書でございますが、6ページで御説明いたしました貸借対照表の固定資産の明細でございます。

19ページ、20ページは、4ページで御説明いたしました損益計算書の明細でございます。

以上、認定第4号から認定第7号までの補足説明をさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（若原敏郎君）

12時を回りましたが、このまま続けさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

お願いします。

それでは、認定第1号から認定第7号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員から、決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

平成25年度本巢市各会計歳入歳出決算及び平成25年度基金の運用状況審査意見。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成25年度本巢市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び同法第241条第5項の規定により審査に付された平成25年度の基金の運用状況について審査しましたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算。平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算のほか4件の特別会計歳入歳出決算及び基金運用の状況。附属書類、平成25年度本巢市各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書。

2. 審査期間。平成26年7月14日から7月25日。実地審査を含め実施日は6日間です。

3. 審査の手続。審査に付された各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかを確認するため、これらの計数の適正性を検証するため、関係帳簿、その他証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を実施しました。

また、審査に付された平成25年度の基金の運用状況を示す書類について、その計数の正確性を検証するため、関係帳簿等との照合、その他、通常実施すべき審査手続を実施したほか、基金の運用状況の妥当性を検証するため、関係書類を審査しました。

4. 実地の審査。糸貫東幼稚園を実地審査しました。

2. 審査の結果。

審査に付された各会計歳入歳出決算書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務は適正に行われているものと認められました。また、基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、運用状況も妥当であると認められました。

なお、審査結果の詳細につきましては、提出しました審査意見書に記述したとおりであります、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の一般会計歳入歳出決算の状況を見ますと、歳入は165億8,214万6,000円、歳出は154億5,032万7,000円で、前年度と比較してみると、歳入は4億184万2,000円、2.5%、歳出は1億1,434万円、0.7%、それぞれ増加し、形式収支は11億3,181万9,000円、実質収支は5億4,452万9,000円の黒字ですが、単年度収支は9,595万3,000円の赤字であります。

市税は6,794万1,000円、1.3%増加、市債は1億8,805万8,000円、9.7%減少、地方交付税は5,909万8,000円、1.3%増加しています。また、基金は、学校教育施設等整備基金や地域振興基金などが取り崩され、2億2,364万9,000円減少しています。

一般会計から各特別会計への繰出額は12億8,553万3,000円で、前年度に比べ2,086万6,000円、1.6%増加しています。

一般会計に特別会計を合わせた総計決算額は、歳入226億7,582万5,000円、歳出211億9,313万3,000円であり、形式収支は14億8,269万2,000円、実質収支は8億9,540万2,000円で、ともに黒字ですが、単年度収支は2億2,711万5,000円の赤字となっています。

普通会計によって財政構造を見ると、経常収支比率については、地方交付税及び臨時財政対策債が増加したことなどより、当年度は74.2%で、前年に比べ0.5ポイント上昇し、やや硬直化しています。また、財政力指数は0.671で、前年度と比べるとわずかに低下しています。ちなみに、歳入構成を見ると、自主財源の割合が44.1%で、前年度と同率であります。

市税、国民健康保険税、学校給食費及び使用料などの滞納分については、徴収に努力され、一定の成果は見受けられますが、当年度滞納分が前年度に比べ増加しているものもあります。また、不納欠損額を見ますと、市税は1,913万6,000円で、前年度に比べ268万5,000円増加し、国民健康保険税についても3,602万4,000円で、前年度に比べ3,227万8,000円と大幅に増加し、多額となっています。不納欠損は納税者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を著しく低下させるものであるため、不納欠損処分に当たっては徹底した調査の上、厳正に対処いただきたく思います。

また、収納体制については、関係部署が連携し、全庁的な取り組みを行い、実効性のある目標を

設定して、収入未済額の縮減、収納率の向上に努めていただきたいと思います。

一方、歳出構成について、前年度と比較してみますと、義務的経費を除く経常的経費の割合は1.2ポイント上昇し29.7%、投資的経費の割合は2.2ポイント上昇し23.3%であります。投資的経費については、主に防災対策事業、小・中学校非構造部材耐震化事業、幼児園建設事業が実施されたことにより割合が上昇したものであります。今後も引き続き経常的経費の節減を図り、財政が硬直化しないよう弾力性のある財政の維持に努める必要があります。

市債の当年度発行額は、一般会計で17億5,692万円、構成比は0.6%、特別会計で9,860万円、構成比は1.6%であり、前年度に比べ1億6,565万8,000円、8.2%減少していますが、市債の発行に当たっては、将来にわたる財政健全化の確保に十分な配慮を望むところであります。

また、不用額については、前年度と比較してみますと、一般会計と特別会計を合わせた総額では減少しており、適正に事業が執行されているものと認められます。今後も引き続き、各事業で生じた不用額についてはその原因を分析し、次年度の予算編成に的確に反映し、限られた財源の中で効率的、効果的に運用されるよう努めていただきたいと思います。

以上に加えて、地方行政を取り巻く環境は、少子・高齢化社会への対応、新しい時代の多様な市民ニーズによる行政需要の増大、地方財政の悪化、さらには地方分権の推進による分権型社会の到来などにより大きく変化しています。

内閣府が公表した平成26年7月の月例経済報告によりますと、景気は、緩やかな回復基調が続いており、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動も和らぎつつあるということではありますが、本市の財政状態は依然として厳しい状況が続くものと思われることから、自主財源の確保に努めるとともに、引き続き経費の削減に努めていく必要があります。

最後に、事務の執行に当たっては、職員一人一人が常にコスト意識を持って、効率的、効果的な財政運営がなされるよう、引き続き努力願います。

また、行政経営の原点である市民の視点に立ち返ることにより、市民ニーズを的確に把握するとともに、よりきめ細かな行政サービスが提供できるよう、最少の経費で最大の効果が上がる「元気で笑顔あふれる本巢市づくり」が進められるよう期待いたします。

平成26年9月4日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。

続きまして、平成25年度本巢市水道事業会計決算意見。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成25年度本巢市水道事業会計の決算について審査しましたので、その結果について次のとおり意見を提出します。

第1. 審査の概要。

1. 審査の対象。平成25年度本巢市水道事業会計決算。
2. 審査の期日。平成26年5月26日。
3. 審査の手続。審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、総勘定元帳、その他会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続

を実施したほか、必要と認めたその他の手続を実施しました。なお、審査に当たっては、当事業が経済性を発揮し、合理的かつ効率的に運営されたかどうかを検討するため、事業の経営分析を行いました。

4. 実地審査。市役所糸貫分庁舎に設置の水道遠隔監視システムを実地審査しました。

第2. 審査の結果。

審査に付された水道事業会計関係書類は、関係法令に準拠して作成されており、当年度事業の年度末現在の営業成績及び財政状態が適正に表示されているものと認められました。

その審査結果を次のとおり述べます。

事業の概要。

当年度の事業実績は、給水区域内人口が3万2,088人、給水人口が3万121人で、普及率は93.9%となっています。前年度と比較すると、給水区域内人口は203人、0.6%、給水人口は204人、0.7%、それぞれ減少しています。

また、年間配水量は396万8,172立方メートル、年間有収水量は309万9,866立方メートル、年間有収率は78.1%で、前年度と比較すると、年間配水量は6,286立方メートル、0.2%、年間有収水量は4万6,278立方メートル、1.5%減少、有収率も1.4ポイント減少しています。

当年度における建設改良拡張工事の状況は、危機管理対策として、糸貫分庁舎に中央監視装置、真正第1浄水場に遠隔監視システム、地震対策として、真正・糸貫上水道施設のブロック流量計の整備のほか、配水管拡張として1,826.9メートル、配水管改良として5,760.2メートルが施工されています。これらの工事費の総額は3億7,182万5,000円となっています。

予算の規模。

当年度の決算は、総収益が4億8,670万7,000円で、給水収益は減少しましたが、一般会計からの補助金が増加したため、前年度に比べ24.6%増加しています。また、総費用は4億6,622万6,000円で、給水収益の減少に対応して、原水及び浄水費、業務費などが減少しているほか、企業債の利率見直しによる支払い利息の減少はありますが、本巢・文殊簡易水道が本巢上水道に移行したことにより減価償却費及び資産減耗費が増加しており、前年度に比べ22.2%増加しています。この結果、当年度の純利益は2,048万1,000円であり、前年度に比べ126.4%の増加となっています。

予算の執行状況。

当年度の予算執行状況について、収益的、投資的の別に述べます。

(1) 収益的収入及び支出。

収益的収入合計は5億762万5,000円で、予算額に対し2,076万5,000円の減、収入率は96.1%となっています。減の主なものとしては、給水収益及び受託工事収入の減によるものであります。また、収益的支出合計は4億7,016万8,000円で、執行率は89%、5,822万2,000円の不用額が生じています。不用額の主なものは、受託工事費、総係費などによるものであります。

また、予算額中、企業債の利率見直しによる支払い利息の減額に伴い、収入においては他会計補助金、支出においては支払い利息261万円の減額補正がされています。

(2) 資本的収入及び支出。

資本的収入の合計は3億1,535万1,000円で、予算額に対し4,364万9,000円の減、収入率は87.8%となっています。主なものは、企業債で建設改良費用が減となったことにより企業債の発行が減少したものであります。

資本的支出の合計は4億8,679万1,000円で、執行率89.5%、不用額は5,686万9,000円となっています。不用額の主なものは建設改良費であります。なお、予算中、企業債の利率見直しに伴い、企業債償還元金118万9,000円の増額補正がされています。また、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億7,144万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,680万9,000円及び過年度分損益勘定留保資金1億5,463万1,000円によって補填されています。

(3) その他の予算事項。

地方公営企業法施行令第17条に規定する予算に係る事業の執行状況は、建設改良工事により企業債を2億7,630万円発行し、当年度償還高は9,439万6,000円で、当年度末における未償還残高は31億9,883万5,000円となっています。また、経営健全化としての一般会計からの補助金は1億4,239万円となっています。

財政状態。

当年度末の財政状態を前年度末と比較すると、有形固定資産は1億3,234万4,000円、流動資産は1億2,947万6,000円、それぞれ増加しており、資産総額は2億6,182万円、3.5%増加しています。一方、負債及び資本では、借入資本金が1億8,190万4,000円、剰余金が2,378万3,000円増加し、資本合計では2億568万6,000円、流動負債では5,613万3,000円増加しています。

なお、企業の体力を見る際に参考となる当年度の財務指標は、各指標ともおおむね理想の数値を維持しており、財政状態に大きな変動はありません。各指標の詳細につきましては、お手元の審査意見書に記述したとおりであります。

結び。

以上のとおり、審査結果を述べましたが、当年度の実績を見ると、特に有収率が78.1%であり、昨年度に比べると1.4%の低下が見られます。有収率の低下は給水効率の低下につながるのと同時に、供給コスト面においても大きな影響を与えかねないので、原因究明に努力をしていただきたいと思います。

また、本事業の運営につきましては、今後、大幅な給水人口の増加が見込まれないことに加え、少子・高齢化などの人口構成の変化、節水型社会への移行等により、水需要の伸びは期待できない上、支出においては、既存の配水管の維持管理、老朽配水管の更新など多額の経費が必要となることが予想される状況であります。

一方、簡易水道施設の上水道への統合も予定されていることから、今後の事業運営に当たっては、有収率の向上や水道料金の収納確保、経費の節減など、健全経営の維持を基本として、より一層の合理的、効果的な経営に努められるとともに、市民に安全かつ良質な水を安定的に供給するために引き続き努力されることを望むものであります。

平成26年9月4日、本巢市代表監査委員 三田村晃司。以上です。

○議長（若原敏郎君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑については、9月8日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

日程第20 議員派遣について

○議長（若原敏郎君）

日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月8日月曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後0時20分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

